

(平成25年8月7日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認中国地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 3件

厚生年金関係 3件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 8件

国民年金関係 1件

厚生年金関係 7件

中国（岡山）厚生年金 事案 2883

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和46年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万9,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年5月31日から同年6月1日まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いが、継続して勤務していたので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の雇用保険の加入記録及びB社の回答から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し（昭和46年6月1日に同社本社から同社C事業所に異動）、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和46年4月の社会保険事務所（当時）の記録から、3万9,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和46年6月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年5月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年5月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

中国（岡山）厚生年金 事案 2884

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和46年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年5月31日から同年6月1日まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いが、継続して勤務していたので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の雇用保険の加入記録及びB社の回答から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し（昭和46年6月1日に同社本社から同社C事業所に異動）、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和46年4月の社会保険事務所（当時）の記録から、3万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和46年6月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年5月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年5月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①に係る標準報酬月額記録については、当該期間のうち、昭和61年3月から63年9月までは15万円、平成元年8月から2年7月までは20万円、3年3月から同年9月までは19万円、4年4月から同年9月までは20万円、6年4月から同年10月までの期間及び同年12月から7年3月までの期間は22万円、同年4月から8年3月までは24万円、同年4月から同年9月までは28万円、同年10月から9年9月までは26万円、同年10月から11年3月までは28万円、同年4月から12年5月までは32万円、同年6月及び同年7月は34万円、同年8月は36万円、同年9月及び同年10月は34万円、同年11月から14年7月までは32万円、同年8月から15年2月までは30万円、同年3月は28万円、同年4月は34万円、同年5月は30万円、同年6月は32万円、同年7月から同年11月までは30万円、同年12月は32万円、16年1月から17年3月までは30万円、同年4月から18年2月までは28万円、同年3月から同年8月までは30万円、同年9月及び同年10月は28万円、19年10月から20年3月まで、同年7月、同年8月及び22年6月は24万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和61年3月5日から平成23年9月1日まで
② 平成15年8月12日
③ 平成16年8月12日
④ 平成16年12月28日
⑤ 平成17年8月12日

私がA社で勤務した期間について、給料支払明細書で確認できる厚生年金保険料控除額とねんきん定期便で確認できる厚生年金保険料納付額が大きく異なっているので、平成15年8月12日、16年8月12日、同年12月28

日及び17年8月12日に支給された賞与と併せて、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立人は、申立期間に係る年金記録の確認を求めているが、あっせんの根拠となる法律の適用については、特例的に、厚生年金保険の保険料徴収権が時効により消滅した期間のうち、申立日（平成25年4月18日）において保険料徴収権が時効により消滅していた期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）を、その他の期間については、厚生年金保険法を適用する、という厚生労働省の見解が示されたことを踏まえて、当委員会では、上記各期間において、その期間に適用される法律に基づき記録訂正が認められるかを判断することとする。

申立期間①のうち、昭和61年3月5日から平成23年3月1日までの期間、申立期間②、③、④及び⑤については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間であることから、特例法を適用し、また、申立期間①のうち、23年3月1日から同年9月1日までの期間については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していない期間であることから、厚生年金保険法を適用する。

- 2 申立期間①のうち、昭和61年3月5日から平成23年3月1日までの期間については、特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間のうち、昭和61年3月から63年9月までの期間、平成元年8月から2年7月までの期間、3年3月から同年9月までの期間、4年4月から同年9月までの期間、6年4月から同年10月までの期間、同年12月から18年10月までの期間、19年10月から20年3月までの期間、同年7月、同年8月及び22年6月における申立人の標準報酬月額については、申立人から提出された給料支払明細書により確認できる厚生年金保険料控除額及び報酬月額から、昭和61年3月から63年9月までは15万円、平成元年8月から2年7月までは20万円、3年3月から同年9月までは19万円、4年4月から同年9月までは20万円、6年4月から同年10月までの期間及び同年12月から7年3月までの期間は22万円、同年4月から8年3月までは24万円、同年4月から同年9月までは28万円、同年10月から9年9月までは26万円、同年10月から11年3月までは28万円、同年4月から12年5月までは32万円、同年6月及び同年7月は34万円、同年8月は36万円、同年9月及び同年10月は34万円、同年11月から14年7月までは32万円、同年8月から15年2月までは30万円、同年3月は28万円、同

年4月は34万円、同年5月は30万円、同年6月は32万円、同年7月から同年11月までは30万円、同年12月は32万円、16年1月から17年3月までは30万円、同年4月から18年2月までは28万円、同年3月から同年8月までは30万円、同年9月及び同年10月は28万円、19年10月から20年3月まで、同年7月、同年8月及び22年6月は24万円とすることが妥当である。

一方、当該期間のうち、63年10月から平成元年7月までの期間、2年8月から3年2月までの期間、同年10月から4年3月までの期間、同年10月から6年3月までの期間、同年11月、18年11月から19年9月までの期間、20年4月から同年6月までの期間、同年9月から22年5月までの期間及び同年7月から23年2月までの期間における申立人の標準報酬月額については、申立人から提出された給料支払明細書により確認できる厚生年金保険料控除額及び報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額のいずれか低い方の額が、オンライン記録の標準報酬月額と同額又は低額であることが確認できることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

なお、上記訂正対象期間に係る申立人の厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）の事業主による納付義務の履行については、給料支払明細書により確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録の標準報酬月額が、長期間にわたり一致していないことから、事業主は、給料支払明細書により確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月額を届け出しておらず、その結果、社会保険事務所（当時）は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

3 申立期間①のうち、平成23年3月1日から同年9月1日までの期間については、申立人から提出された給料支払明細書により、当該期間の標準報酬月額の決定の基礎となる22年4月から同年6月までの3か月の報酬月額の平均額に見合う標準報酬月額が20万円であることが確認でき、この額はオンライン記録の標準報酬月額と一致していることから、記録の訂正を行う必要は認められない。

4 申立期間②、③、④及び⑤については、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間④及び⑤における申立人の標準賞与額については、申立人から提出された給料支払明細書により確認できる厚生年金保険料控

除額及び賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額のいずれか低い方の額が、オンライン記録の標準賞与額と同額又は低額であることが確認できることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

申立期間②については、当該期間の賞与額を確認できる給料支払明細書等の資料は無い一方、厚生年金保険料控除額は平成15年9月分給与の給料支払明細書に併記されており、当該保険料控除額に見合う標準賞与額はオンライン記録の標準賞与額より低額であることが確認できる。

申立期間③については、当該期間の賞与額及び厚生年金保険料控除額を確認できる給料支払明細書等の資料は無いものの、当該期間のオンライン記録の標準賞与額から算出した社会保険料額と、申立人から提出された給料支払明細書により確認できる平成16年1月から同年12月までの社会保険料額（申立期間④の賞与に係る社会保険料額を含む。）を合計した金額が、申立人から提出された16年分給与所得の源泉徴収票に記載された社会保険料等の金額とおおむね一致していることが確認できる。

このほか、申立期間②における申立人の賞与額並びに申立期間③における申立人の賞与額及び厚生年金保険料控除額を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間②及び③について、その主張する標準賞与額に相当する厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

中国（岡山）国民年金 事案 1460

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年7月から47年3月までの期間及び48年7月から同年9月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和46年7月から47年3月まで
② 昭和48年7月から同年9月まで

私は、昭和何年のことであつたかははっきり覚えていないが、夏頃にA区の職員が自宅に集金に来て、納付していなかった3か月分の国民年金保険料について、納付するよう厳しく言われて納付したことを覚えている。このようなことから、同区に居住していた期間においては、保険料の未納は無いと思っていたところ、未納期間があることが分かり、不思議に思うので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A区の職員から納付勧奨を受けて納付した国民年金保険料の納付を含め、申立期間①及び②（以下「申立期間」という。）当時の国民年金保険料の納付に関する記憶が明確でない上、申立人は、「A区内で住んでいた当時の私の保険料納付について、事業主や同僚等で知っている者はいない。」旨の供述をしているなど、申立期間当時の納付状況は不明である。

また、B市が保管している申立人に係る国民年金被保険者名簿（紙データ及びCSVデータ）及び申立人に係る国民年金被保険者台帳によると、申立期間はいずれも未納と記録されていることが確認でき、これらの記録はオンライン記録と一致している。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断す

ると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

中国（岡山）厚生年金 事案 2878

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 15 年 12 月

A社に勤務していた時の申立期間の賞与の年金記録が無い。調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社における給与及び賞与の支払方法は預金口座への振込みであったとしているところ、申立人の取引金融機関から提出された「取引明細個別照会」において、平成 15 年 7 月の賞与及び各月の給与の口座振込みが確認できるものの、同年 12 月の賞与とみられる当該口座への振込みは確認できない。

また、B市が保管する申立人に係る平成 16 年度市県民税台帳兼課税台帳により確認できる平成 15 年の給与収入額及び社会保険料額と、申立人が所持する給与明細書、上記「取引明細個別照会」に記載された給与振込額及び賞与振込額から試算した申立人の同年に支給された給与及び同年 7 月分賞与の合計金額並びに社会保険料額を比較検証すると、いずれも一致することから、同年 12 月賞与の支給及び当該賞与に係る厚生年金保険料の控除は無かったものと推認される。

さらに、A社は、既に破産手続を終了しており、当時の事業主に照会しても回答が得られないことから、申立人の申立期間に係る賞与の支給及び当該賞与に係る厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における賞与の支給及び当該賞与に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

中国（岡山）厚生年金 事案 2879

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 15 年 12 月

A社に勤務していた時の申立期間の賞与の年金記録が無い。調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社における給与及び賞与の支払方法は預金口座への振込みであったとしているところ、申立人の取引金融機関から提出された「取引明細個別照会」において、平成 15 年 7 月の賞与及び各月の給与の口座振込みが確認できるものの、同年 12 月の賞与とみられる当該口座への振込みは確認できない。

また、申立人が所持する「平成 15 年分給与所得の源泉徴収票」により確認できる平成 15 年の給与・賞与の支払金額及び社会保険料額と、申立人が所持する給与・賞与明細書等から試算した申立人の同年に支給された給与及び同年 7 月分賞与の合計金額並びに社会保険料額を比較検証すると、いずれも一致することから、同年 12 月賞与の支給及び当該賞与に係る厚生年金保険料の控除は無かったものと推認される。

さらに、A社は、既に破産手続を終了しており、当時の事業主に照会しても回答が得られないことから、申立人の申立期間に係る賞与の支給及び当該賞与に係る厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における賞与の支給及び当該賞与に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

中国（岡山）厚生年金 事案 2880

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立 期 間 : 昭和28年4月から35年11月まで

私は、昭和28年4月頃から「A丸」に乗船していたが、申立期間の船員保険の加入記録が無い。

船舶所有者であったB（亡兄）が、「保険に加入させている。」と話していた記憶があるので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

「A丸」の船舶登記簿謄本によると、同船については、昭和32年2月23日にCを所有者として保存登記され、35年10月20日にCからBに所有権が移転登記されている上、同船の船舶原簿によると、同船については、32年3月8日に所有者がCとして登録され、35年10月21日に所有者がCからBに変更されていることから、同船の所有者については、申立期間のうち、28年4月から32年1月頃までは確認できず、同年2月頃からはCであり、船舶所有者がBであったのは、申立期間の最後の一月のみである。

また、「A丸」に係る船舶所有者記号簿及び船員保険被保険者名簿によると、同船（船舶所有者はB）が船員保険の適用船舶であったのは昭和36年11月から38年11月までの期間であり、申立期間においては、同船（船舶所有者はC又はB）が船員保険の適用船舶であったとする記録は確認できない。

さらに、「A丸」の船舶所有者（C及びB）は既に死亡しており、申立期間当時の状況について確認することができない。

加えて、申立人に係る船員保険被保険者台帳及び船舶所有者のBに係る船員保険被保険者名簿により、申立人の「A丸」（船舶所有者はB）における船員保険被保険者資格の取得日は昭和36年11月10日、同資格の喪失日は38年12月1日であることが確認できる一方で、申立期間に係る船員保険の加入記

録は見当たらない。

このほか、申立人は、船員手帳は既に廃棄したとしており、申立期間に船員保険に加入していたことを確認できる資料を所持しておらず、ほかに申立人が申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として申立期間の船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 3 年頃から 5 年頃まで

私は、平成 3 年頃から 5 年頃まで A 社で働き、同社勤務中に負傷した。最初は健康保険で受診したが、途中から労災保険の療養に切り替わったことを覚えている。同社に勤務中は厚生年金保険に加入していたはずであるのに、年金記録では未加入となっているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社が保管している、申立人に係る「平成 4 年分所得税源泉徴収簿兼賃金台帳」及び「労働者災害補償保険療養補償給付たる療養の給付請求書」並びに同社の回答から、平成 4 年 7 月 13 日から同年 9 月 9 日までは、申立人が同社に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、上記賃金台帳により、申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる上、A 社は、「申立人はパートタイマーであったため、厚生年金保険には加入させていなかった。」と回答している。

また、申立期間当時、A 社に勤務していた同僚は、「同社には、厚生年金保険に加入する者（8 時間勤務）と厚生年金保険に加入しない者（6 時間勤務）がいた。」と供述しており、上記賃金台帳の「給与額算定の基礎額」欄には、「1 日 6 万 3,900 円」と記載されていることから、申立人は、厚生年金保険に加入しない者であったと推認される。

なお、申立人は、平成 4 年 9 月 9 日の勤務中における負傷に際して、「最初は健康保険で受診していた。」と供述しているが、申立人の夫に係るオンライン記録によると、申立人は、申立期間において、夫の健康保険の被扶養者であったことが確認できる。

このほか、申立人が申立期間において厚生年金保険料を事業主により給与か

ら控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

中国（山口）厚生年金 事案 2882

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 10 月 1 日から 41 年 4 月 1 日まで

私は、昭和 40 年 7 月末に A 事業所を退職した後、再度、同事業所で同年 10 月から 41 年 3 月まで勤務した。

しかし、年金記録では申立期間が厚生年金保険に未加入となっているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の雇用保険の記録から、申立期間のうち、昭和 41 年 1 月 8 日から同年 3 月 25 日までの期間については、申立人が A 事業所に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、事業主は、申立人の厚生年金保険の加入手続及び保険料の控除について、「申立人については、昭和 37 年 6 月 1 日を資格取得日とする健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書と 40 年 8 月 1 日を資格喪失日とする健康保険・厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書があるのみで、それ以外の具体的な事情については不明である。」と回答としている上、同僚からも、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除等について具体的な供述を得ることはできない。

また、事業主が保管する、申立期間当時の健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書の記載内容は、A 事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録と一致している上、同通知書に記載されている被保険者の健康保険被保険者証の番号及び同被保険者原票の健康保険被保険者証の番号に欠番も無い。

このほか、申立人が申立期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらな

い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

中国（山口）厚生年金 事案 2886（山口厚生年金事案 189 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年10月から28年2月まで

前回、申立期間はA社に勤務していたので、厚生年金保険に加入しているはずであるとして申し立てたが、認められなかった。

今回の再申立てに当たって、新たな資料や情報は無いが、年金事務所から年金記録の再確認を促すハガキが届き、このハガキには、年金の記録漏れが多く発見される一例として、「色々な名前の読み方がある。」ことが挙げられていた。私は、年金手帳に記載されている氏名のフリガナ変更をしたことがあったので、もしかすると、変更前のフリガナで登録されていた申立期間の年金記録が現在の年金記録に統合されていないかもしれないと思い、確認のため、再申立てをした。

第3 委員会の判断の理由

当初の申立期間（昭和26年7月から28年2月まで）に係る申立てについては、同僚の証言及び申立人から提出された写真から、申立人がA社に勤務していたことは確認できるが、i) 申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の関連資料は無いこと、ii) 同社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人は昭和28年4月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得しており、申立期間及びその前後に健康保険の欠番は見当たらないこと、iii) 申立人が記憶している同僚は、全て入社時期より遅れて厚生年金保険の被保険者資格を取得しているほか、同僚の供述等からも、申立人に係る厚生年金保険料の控除に関する周辺事情を見出すことができないこと、iv) 同社に当時の資料は無く、担当者の証言も得られないため、申立ての事実を確認することができないことなどから、既に年金記録確認山口地方第三者委員会（当時）の決定に基づき、平成20年

12月3日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の再申立てに当たり、申立人は、年金手帳に記載されている氏名のフリガナ変更をしたことがあったことから、変更前のフリガナで登録されていた申立期間の年金記録が現在の年金記録に統合されていないのではないかと主張しているところ、オンライン記録による調査により、変更前のフリガナで登録されていた年金記録に申立期間の年金記録は無く、また、ほかに変更前のフリガナで登録された未統合の年金記録も無いことが確認できる上、申立人から新たな資料は提出されておらず、申立人が申立期間において厚生年金保険の被保険者であったことをうかがわせる新たな事実は確認できない。

このほか、年金記録確認山口地方第三者委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

中国（岡山）厚生年金 事案 2887

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年3月1日から5年6月1日まで

私は、平成4年3月から5年5月までA社に勤務していたにもかかわらず、申立期間の厚生年金保険の記録が無いので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主は、「申立人は、平成8年4月から9年8月までA社に勤務していた。しかし、当時、既に65歳に達していたので、厚生年金保険に加入させなかったと思う。」と回答している。

また、オンライン記録によると、申立人は、A社において、平成8年4月26日から9年8月4日まで、健康保険のみの被保険者資格を取得していることが確認できる一方で、それ以外の期間については、同社に係る健康保険又は厚生年金保険の被保険者としての記録は確認できない。

さらに、A社における申立人の同僚とみられる3人（申立人は同僚2人の名字のみ記憶しているため、名字が一致する3人について調査）について、同社における厚生年金保険の被保険者期間をみると、3人全員の被保険者期間が、申立人の同社における健康保険の被保険者記録のある平成8年4月26日から9年8月4日までの期間と全部又は一部の期間が重なっている一方で、申立期間とは重なる期間が全く無い。

加えて、A社において、申立期間に厚生年金保険被保険者であった9人に文書で照会し、うち6人から回答があったが、6人全員が「申立人を知らない。」と回答している。

以上のことから、申立人は、A社に勤務していた時期について誤って認識している可能性があり、勤務していた当時は、既に65歳に達していたため、当時の厚生年金保険法第14条第5号の規定により厚生年金保険に加入しなかつ

たものと考えられる。

このほか、申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、ほかに保険料が控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。